

事 務 連 絡
平成29年2月14日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発0214第3号
平成29年2月14日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）を、それぞれ平成29年厚生労働省告示第33号及び平成29年厚生労働省告示第34号をもって改正し、いずれも平成29年2月15日から適用することとしたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬10品目及び注射薬7品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,067	3,962	2,452	28	16,509

2 揭示事項等告示の一部改正について

新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、揭示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期

間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにヤーズフレックス配合錠が当該制限の例外とされた。

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ヤーズフレックス配合錠

- ① 本製剤の効能・効果は、「子宮内膜症に伴う疼痛の改善」及び「月経困難症」であること。
- ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしないこと。

(2) ジメンシー配合錠

本製剤の効能・効果は「セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していないC型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。

(3) オビドレル皮下注シリンジ250 μ g

- ① 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵又は希発排卵における排卵誘発及び黄体化」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。
- ② 本製剤は、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）別表第九に掲げる「性腺刺激ホルモン製剤」に該当するが、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）別添1第2章第2部第2節第1款C101在宅自己注射指導管理料（1）のとおり、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できないものであること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1 内用薬	オテズラ錠10mg	アプレミラスト	10mg 1錠	324.20
2 内用薬	オテズラ錠20mg	アプレミラスト	20mg 1錠	648.40
3 内用薬	オテズラ錠30mg	アプレミラスト	30mg 1錠	972.60
4 内用薬	ジメンシー配合錠	ダクラタスビル塩酸塩/アスナプレビル/ベクラビル塩酸塩	1錠	11,528.80
5 内用薬	テクフィデラカプセル120mg	フマル酸ジメチル	120mg 1カプセル	2,037.20
6 内用薬	テクフィデラカプセル240mg	フマル酸ジメチル	240mg 1カプセル	4,074.40
7 内用薬	ベムリディ錠25mg	テノホビル アラフェナミドフマル酸塩	25mg 1錠	996.50
8 内用薬	ヤーズフレックス配合錠	ドロスピレノン/エチニルエストラジオール ベータデクス	1錠	275.00
9 内用薬	リアメット配合錠	アルテメテル/ルメファントリン	1錠	242.30
10 内用薬	リンゼス錠0.25mg	リナクロチド	0.25mg 1錠	92.40
11 注射薬	オビドレル皮下注シリンジ250 μ g	コリオゴナドトロピン アルファ (遺伝子組換え)	250 μ g0.5mL1筒	2,910
12 注射薬	キイトルーダ点滴静注20mg	ペムプロリズマブ (遺伝子組換え)	20mg0.8mL 1瓶	84,488
13 注射薬	キイトルーダ点滴静注100mg	ペムプロリズマブ (遺伝子組換え)	100mg 4mL 1瓶	410,541
14 注射薬	パーサビブ静注透析用2.5mg	エテルカルセチド塩酸塩	2.5mg 2mL 1瓶	873
15 注射薬	パーサビブ静注透析用5mg	エテルカルセチド塩酸塩	5mg 2mL 1瓶	1,283
16 注射薬	パーサビブ静注透析用10mg	エテルカルセチド塩酸塩	10mg 2mL 1瓶	1,885

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17 注射薬	モンビル皮下注24mg	プレリキサホル	24mg1.2mL 1 瓶	581,972